

命令の案  
パクロブトラゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	● 0.02	0.05
トマト	○ 0.05	
みかん	0.02	0.02
りんご	0.5	0.5
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	1	1
びわ	1	1
もも	0.2	0.2
ネクタリン	●	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.05
すもも（プルーンを含む。）	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう（チェリーを含む。）	0.5	0.5
その他のベリー類果実 <sup>1</sup>	● 0.3	0.5
バナナ	0.01	0.01
キウイ	0.01	0.01
パパイヤ	0.01	0.01
アボカド	0.01	0.01
パイナップル	0.01	0.01
グアバ	0.01	0.01
マンゴー	0.01	0.01
パッションフルーツ	0.01	0.01
なつめやし	0.01	0.01
その他の果実 <sup>2</sup>	0.01	0.01
アーモンド	●	0.05
その他のスパイス <sup>3</sup>	0.2	0.2
魚介類	0.04	0.04

●：規制強化品目  
○：規制緩和品目

\* 基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
2. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。